

伊丹市带状疱疹ワクチン接種費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、任意で带状疱疹ワクチンの予防接種を受ける者に対し、予算の範囲内において、予防接種に係る費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図るとともに、市民の带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次条に規定する対象となる予防接種を受ける日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 満50歳以上でかつ令和8年3月31日時点で60歳以下であること。
- (3) 次条に規定する対象となる予防接種を受け、当該接種費用を負担していること。
- (4) 過去にこの要綱による助成を受けていないこと。
- (5) 次条に規定する対象となる予防接種について、地方公共団体から他の助成金等の交付を受けていないこと。

(対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種に使用するワクチンは、次に掲げるものとする。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン

2 前項の各号に掲げるもののいずれか一方のみを助成するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条第1項各号に規定する対象となる予防接種に要した予防接種料（予防接種を受けた医療機関に対し支払った接種費用をいい、接種費用に含まれないもの（抗体検査、文書料等）を除く。）の額とする。ただし、4,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、伊丹市带状疱疹ワクチン接種費用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該予防接種を受けた日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条の予防接種に係る領収書及び明細書の原本
- (2) 対象者の接種記録（ワクチンの種類）が確認できる書類
- (3) 対象者の本人確認書類の写し
- (4) 助成金の振込口座及び口座名義人が確認できる書類の写し（対象者名義のものに限る。）

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類について、添付することが困難であるときは、带状疱疹ワクチン接種費用助成申請用支払い済証明書（様式第2号）の提出をもって代えることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の伊丹市帯状疱疹ワクチン接種費用助成申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否及び交付する助成金の額を決定し、伊丹市帯状疱疹ワクチン接種費用助成決定通知書(様式第3号)又は伊丹市帯状疱疹ワクチン接種費用不支給決定通知書(様式第4号)により、前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた者は、伊丹市帯状疱疹ワクチン接種費用助成請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受けたときは、助成金の交付の決定を受けた者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により助成金を交付するものとする。

(助成の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消し、支給した助成金の返還を命ずることができる。

(調査等)

第9条 市長は、助成に係る予算の執行の適正を期するため、助成を受けた者に対し、必要があると認めたときは、当該担当職員をして、報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

付 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行し、同年4月1日以後に対象となる予防接種を受けた者について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、第8条に規定する交付決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。